

1. 産業廃棄物処理施設の許可等の状況について

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、82 政令市
- ②調査内容 産業廃棄物処理施設の許可等の数

(2) 調査結果の概要

令和6年4月1日現在において産業廃棄物処理施設の設置許可件数は、全体で 21,116 件（前年度は 21,160 件）となっており、前年度より 44 件（0.2%）減少している。（表 1-1 参照）

表 1-1 産業廃棄物の処理施設設置許可件数

区 分	施設許可件数 (令和6年4月1日現在)		令和5年度分		
			新規施設許可件数	変更許可件数	廃止届出件数
中間処理施設	19,565	(19,609)	428	160	321
汚泥の脱水施設	2,612	(2,643)	13	9	38
汚泥の乾燥施設(機械)	197	(199)	4	1	7
汚泥の乾燥施設(天日)	44	(47)	0	0	3
廃油の油水分離施設	238	(257)	2	1	1
廃酸・廃アルカリの中和施設	154	(160)	4	0	0
コンクリート固化施設	22	(25)	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	10	(10)	0	0	0
シアン化合物の分解施設	99	(98)	2	0	1
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の熔融施設	9	(11)	0	0	1
PCB廃棄物の分解施設	9	(9)	0	0	0
PCB廃棄物の洗浄施設又は分離施設	8	(8)	0	0	0
廃プラスチック類の破砕施設	2,388	(2,352)	88	36	43
木くず又はがれき類の破砕施設	10,882	(10,844)	250	96	160
廃水銀等の硫化施設	3	(2)	0	0	0
汚泥の焼却施設	593	(607)	16	4	14
廃油の焼却施設	606	(609)	16	3	10
廃プラスチック類の焼却施設	677	(693)	15	4	16
PCB廃棄物の焼却施設	4	(4)	0	0	0
その他の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、PCBを除く)	1,010	(1,031)	18	6	27
最終処分場	1,551	(1,551)	12	12	16
遮断型処分場	23	(23)	0	0	0
安定型処分場	915	(918)	8	8	12
管理型処分場	613	(610)	4	4	4
合 計	21,116	(21,160)	440	172	337

- 注) 1. 令和6年4月1日現在の設置許可件数とは、令和5年度末までの設置許可件数の累積(廃止届出書を提出していないもの)である。
2. () 内は前年度の調査結果

① 中間処理施設

令和6年4月1日現在の中間処理施設の設置許可件数は、全体で19,565件となっており、前年度との比較では44件(0.2%)減少となっている。内訳は、木くず又はがれき類の破碎施設が約55.6%、汚泥の脱水施設が約13.4%、廃プラスチック類の破碎施設が約12.2%等であった。

木くず又はがれき類の破碎施設の新規設置許可件数は250件あり、新規許可件数の半分以上を占めている。また、焼却施設の新規設置許可件数は27件であり、前年度と比べて14件増加となった。

(経年変化は図1-1参照)

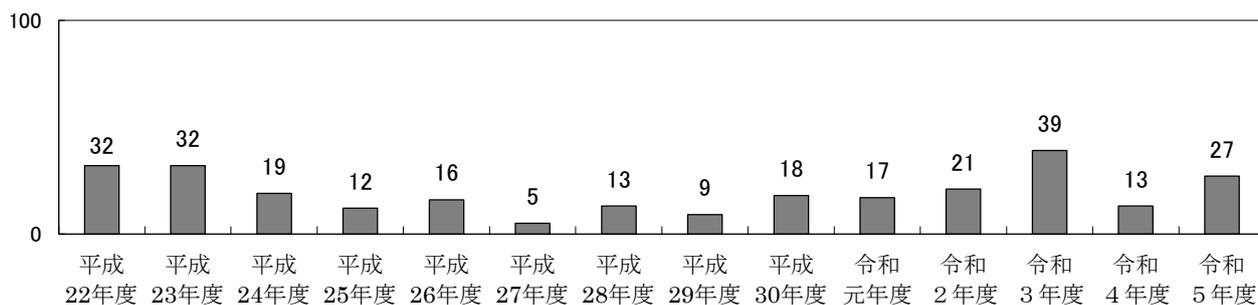


図1-1 焼却施設の新規許可件数

- 注) 1. 令和6年4月1日現在の設置許可件数とは、令和5年度末までの設置許可件数の累積(廃止届出書を提出していないもの)である。
2. 焼却施設については、「廃プラスチック類」と「その他」など複数の許可を持つ施設も1件と計上しているため、表1-1の数値とは一致しない。

② 最終処分場

令和6年4月1日現在の最終処分場の設置許可件数は、全体で1,551件となっており、前年度との比較では増減なしとなっている。

最終処分場の新規設置許可件数は12件であり、前年度と比べて1件減少となった。(経年変化は図1-2参照)

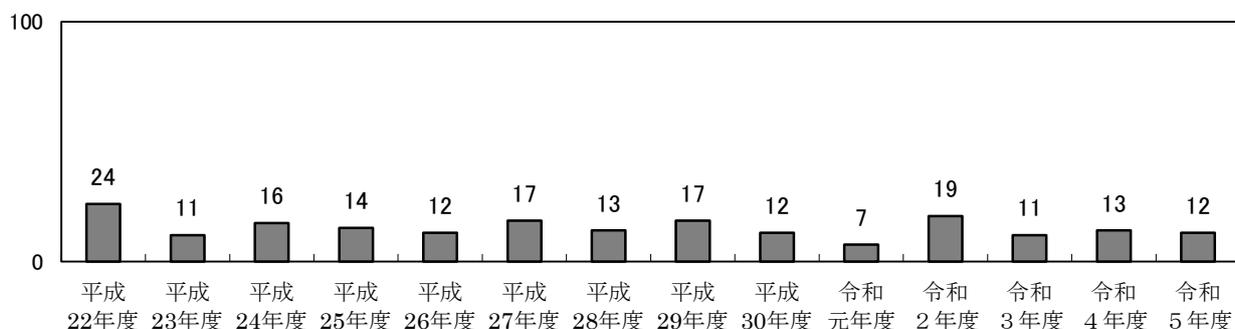


図1-2 最終処分場の新規許可件数

- 注) 令和6年4月1日現在の設置許可件数とは、令和5年度末までの設置許可件数の累積(廃止届出書を提出していないもの)である。

2. 産業廃棄物処理業の許可等の状況について

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、82 政令市
- ②調査内容 産業廃棄物処理業の許可件数等

(2) 調査結果の概要

①産業廃棄物処理業の許可の状況

令和6年4月1日現在における産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より6,552件(2.7%)増加し、248,458件となっている。特別管理産業廃棄物処理業の許可件数は、前年度より505件(2.2%)増加し、23,843件であった。

処理業許可件数が平成23年度以降大幅に減少したのは、平成22年の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)の一部改正により、産業廃棄物収集運搬業許可及び特別管理産業廃棄物収集運搬業許可が合理化されたことが主な原因である。(図2-1、表2-1参照)

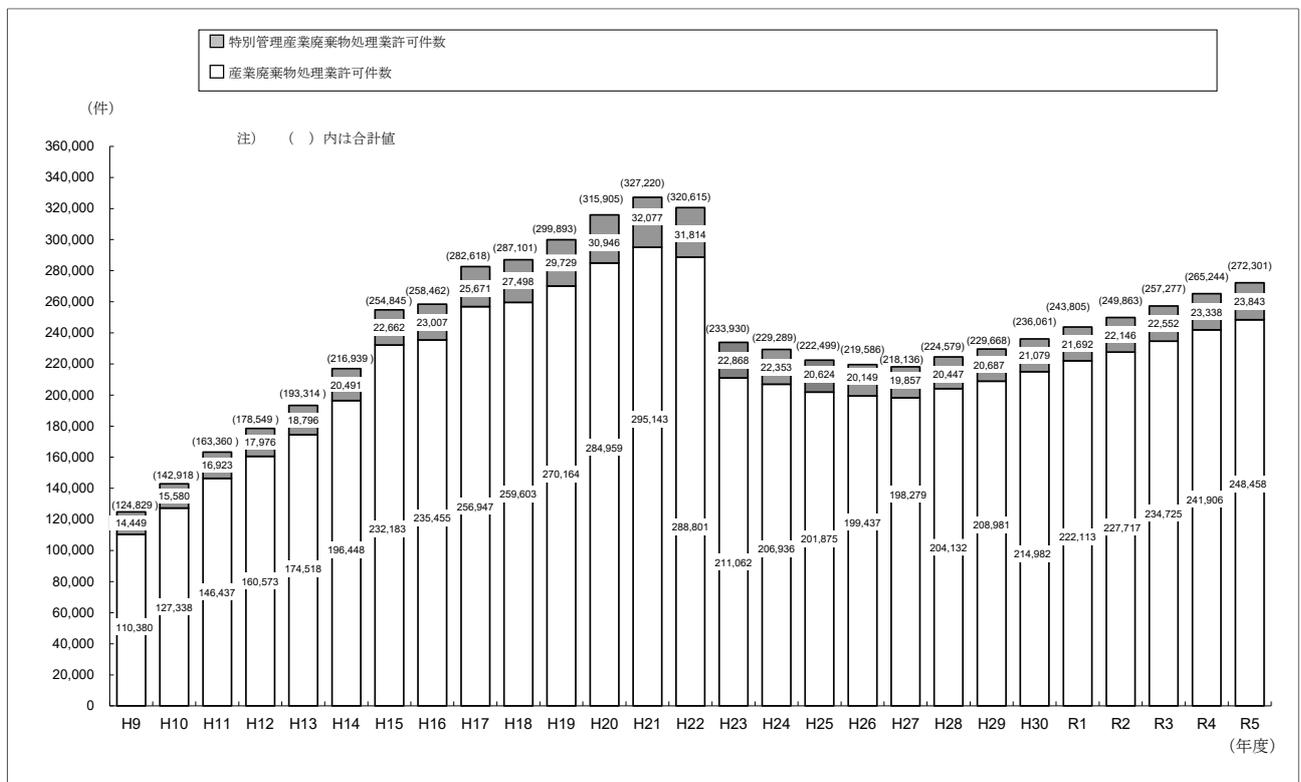


図2-1 許可件数の経年変化

表 2-1 産業廃棄物処理業の許可件数（令和6年4月1日現在）

許可件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
248,458	23,843	272,301

（内 訳）

（ア）産業廃棄物処理業の許可件数

	許可件数 (令和6年4月1日現在)		令和5年度			
			新規許可件数		更新許可件数	
収集運搬業	235,225	(228,658)	13,252	(13,684)	34,930	(33,095)
積替あり	8,854	(8,810)	171	(192)	1,681	(1,374)
積替なし	226,371	(219,848)	13,081	(13,492)	33,249	(31,721)
処分業	13,233	(13,248)	228	(248)	2,376	(2,281)
中間処理のみ	12,461	(12,477)	223	(242)	2,242	(2,175)
最終処分のみ	269	(264)	4	(5)	44	(44)
中間・最終	503	(507)	1	(1)	90	(62)
合計	248,458	(241,906)	13,480	(13,932)	37,306	(35,376)

（イ）特別管理産業廃棄物処理業の許可件数

	許可件数 (令和6年4月1日現在)		令和5年度			
			新規許可件数		更新許可件数	
収集運搬業	23,071	(22,571)	1,026	(1,033)	4,870	(3,782)
積替あり	1,225	(1,223)	22	(8)	335	(251)
積替なし	21,846	(21,348)	1,004	(1,025)	4,535	(3,531)
処分業	772	(767)	12	(13)	225	(156)
中間処理のみ	684	(681)	10	(11)	207	(148)
最終処分のみ	59	(58)	2	(1)	9	(6)
中間・最終	29	(28)	0	(1)	9	(2)
合計	23,843	(23,338)	1,038	(1,046)	5,095	(3,938)

- 注） 1. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
 2. () 内は、前年度の調査結果である。

（ウ）都道府県・政令市の収集運搬業（積替なし）の許可件数

	許可件数(令和6年4月1日現在)		合計
	産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
全国計	226,371 (219,848)	21,846 (21,348)	248,217 (241,196)
都道府県計	224,959 (218,333)	21,503 (20,985)	246,462 (239,318)
政令市計	1,412 (1,515)	343 (363)	1,755 (1,878)

- 注） 1. 都道府県・政令市の収集運搬業（積替なし）の許可件数である。
 2. 許可件数は、複数の許可を持つ業者についてもそれぞれの項目で積算した延べ数である。
 3. () 内は、前年度の調査結果である。

②産業廃棄物処理業の廃止の状況

令和5年度における産業廃棄物処理業の廃止（一部廃止を除く。）の届出件数は合計2,147件であった。（表2-2参照）

表2-2 産業廃棄物処理業の廃止届出件数（令和5年度）

廃止届出件数		合計
産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	
2,147	201	2,348

（内 訳）

	産業廃棄物		特別管理産業廃棄物		
		（前年度）		（前年度）	
収集運搬業		1,983	(1,810)	186	(172)
	積替あり	93	(96)	15	(19)
	積替なし	1,890	(1,714)	171	(153)
処分業		164	(174)	15	(13)
	中間処理のみ	159	(167)	14	(12)
	最終処分のみ	5	(5)	1	(1)
	中間・最終	0	(2)	0	(0)
合計	2,147	(1,984)	201	(185)	

注）（ ）内は、前年度の調査結果である。

3. 行政処分等について

(1) 調査方法

- ①調査対象機関 47 都道府県、82 政令市
- ②調査内容 行政処分の件数等

(2) 調査結果の概要

令和5年度における法第18条の報告徴収は5,008件（前年度5,065件）、法第19条の立入検査件数は183,763件（同191,063件）であった。

また、令和5年度における行政処分については、法第14条の3の2（産業廃棄物処理業の許可取消し）と法第14条の3による処分（産業廃棄物処理業の停止処分）の合計は316件（前年度230件）、法第14条の6による処分（特別管理産業廃棄物処理業の許可取消し・停止処分）の合計は15件（同8件）、法第15条の3による処分（産業廃棄物処理施設の許可取消し）と法第15条の2の7による処分（産業廃棄物処理施設の改善命令・停止命令）の合計は22件（同29件）、法第19条の3の命令（改善命令）は11件（同6件）、法第19条の5の命令（措置命令）は22件（同12件）、法第19条の6の命令（措置命令）は0件（同0件）であった。（表3-1参照）

表3-1 行政処分等の件数（令和5年度）

処分等の内容			件数		
立入検査等	法第18条の報告徴収		5,008	(5,065)	
	法第19条の立入検査		183,763	(191,063)	
管理票に関する 行政指導	法第12条の6の勧告		30	(16)	
	法第12条の6に係る指導		243	(218)	
行政処分	処理業	（産業廃棄物処理業）		316	(230)
		法第14条の3の2の処分	許可の取消し	296	(202)
			全部停止	20	(28)
		法第14条の3の処分	一部停止	0	(0)
			（特別管理産業廃棄物処理業）		15
		法第14条の6の処分	許可の取消し	13	(5)
	全部停止		2	(3)	
	一部停止		0	(0)	
	処理施設	（産業廃棄物処理施設）		22	(29)
		法第15条の3の処分	許可の取消し	6	(12)
			法第15条の2の7の処分	改善命令	8
		停止命令		8	(9)
事業者等		法第19条の3による処分		11	(6)
	法第19条の5による処分		22	(12)	
	法第19条の6による処分		0	(0)	

注) () 内は、前年度の調査結果である。

【参考資料】

a) 取消処分 of 推移

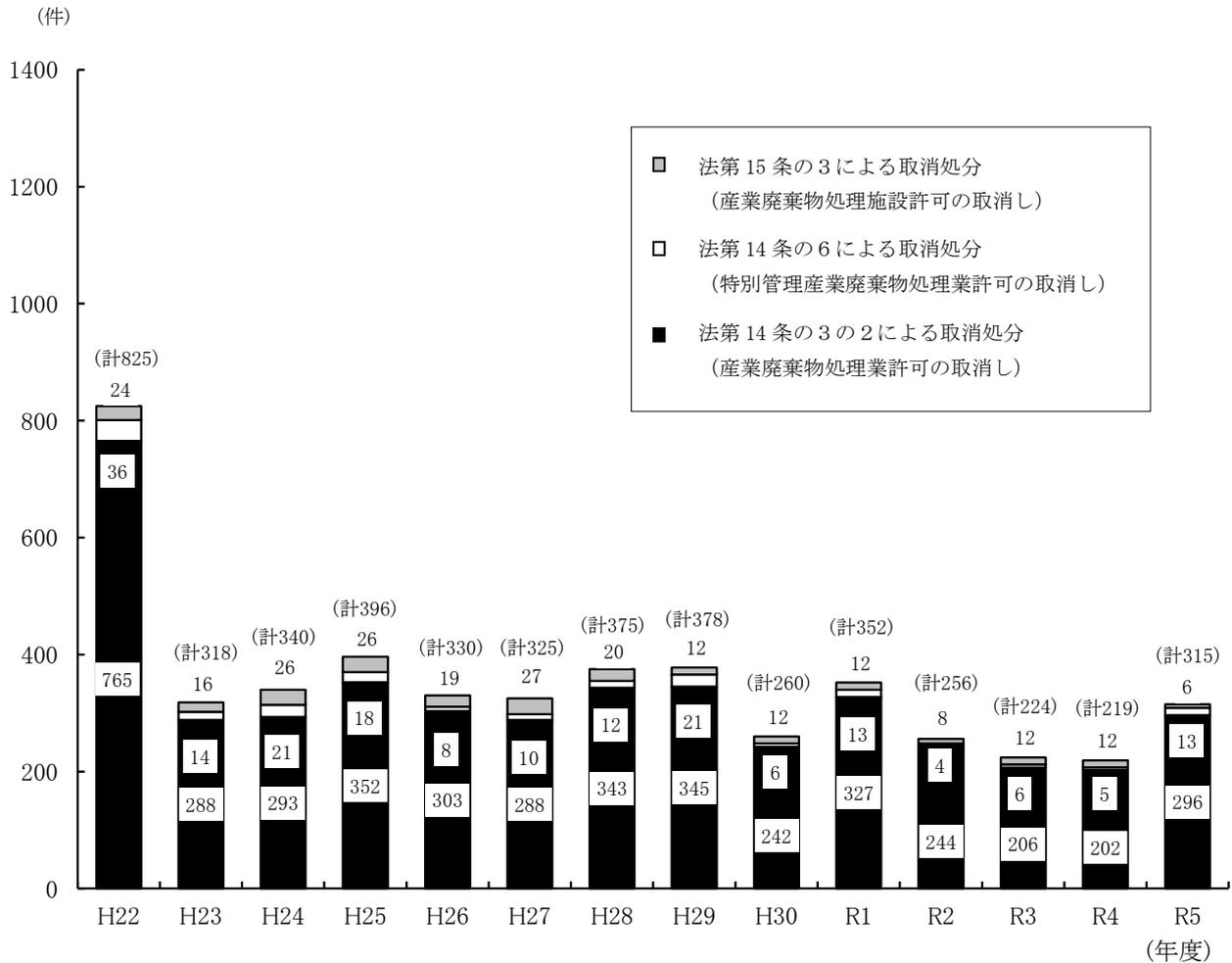


図3-1 取消処分件数の経年変化

注) 令和5年度の数值は、都道府県及び政令市に対し、令和5年4月から令和6年3月末までの実績を調査した結果である。

b) 産業廃棄物の施設設置許可件数の推移

	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
中間処理施設	19,164	19,076	19,444	19,345	19,320	19,147	18,880	18,829	18,693	18,662	18,726	19,023	19,107	19,090	19,197	19,412	19,414	19,609	19,565
汚泥の脱水施設	4,810	4,221	3,935	3,774	3,532	3,383	3,208	3,125	3,063	2,994	2,933	2,925	2,870	2,832	2,804	2,717	2,676	2,643	2,612
汚泥の乾燥施設（機械）	242	248	245	244	243	246	245	239	238	230	226	212	217	215	213	212	206	199	197
汚泥の乾燥施設（天日）	73	74	71	70	67	89	99	78	78	78	61	58	56	53	52	53	52	47	44
廃油の油水分離施設	256	253	258	260	258	265	247	249	251	248	248	251	255	253	254	258	255	257	238
廃酸・廃アルカリの中和施設	186	182	167	149	142	138	136	143	146	147	145	144	153	149	150	153	165	160	154
コンクリート固化施設	40	37	36	36	35	34	33	38	32	32	28	26	25	26	25	25	25	25	22
水銀を含む汚泥のばい焼施設	8	8	8	8	8	8	10	9	9	11	11	11	11	11	11	11	10	10	10
シアン化合物の分解施設	194	182	177	161	151	135	130	124	117	111	103	107	106	101	105	100	99	98	99
廃石綿等又は石綿含有廃棄物の溶融施設	—	—	—	14	16	16	16	13	13	11	11	10	10	11	12	12	11	11	9
PCB廃棄物の分解施設	16	17	20	19	17	17	18	19	18	17	14	15	14	13	13	12	9	9	9
PCB廃棄物の洗浄施設	16	13	13	11	11	12	13	15	15	15	14	15	14	13	14	13	8	8	8
廃プラスチック類の破砕施設	1,286	1,411	1,575	1,649	1,738	1,777	1,792	1,813	1,869	1,924	1,964	2,005	2,087	2,106	2,162	2,235	2,287	2,352	2,388
木くず又はがれき類の破砕施設	8,135	8,529	9,061	9,056	9,283	9,365	9,457	9,594	9,615	9,711	9,910	10,258	10,374	10,399	10,457	10,675	10,698	10,844	10,882
廃水銀等の硫化施設	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	2	2	2	2	2	3
汚泥の焼却施設	679	691	696	683	680	666	631	621	623	618	617	583	573	587	591	599	593	607	593
廃油の焼却施設	639	668	691	699	680	675	694	687	664	613	610	589	573	585	592	600	596	609	606
廃プラスチック類の焼却施設	1,052	1,009	980	983	956	899	820	792	755	750	743	715	693	684	692	695	695	693	677
PCB廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	2	1	1	2	2	2	3	3	5	5	5	4	4	4
その他の焼却施設	1,532	1,533	1,511	1,529	1,503	1,420	1,330	1,269	1,185	1,150	1,086	1,096	1,071	1,045	1,043	1,035	1,023	1,031	1,010
最終処分場	2,335	2,205	2,253	2,199	2,157	2,047	1,990	1,942	1,880	1,827	1,803	1,783	1,650	1,631	1,603	1,600	1,568	1,551	1,551
遮断型処分場	33	33	32	32	32	25	25	25	24	24	24	24	23	23	23	23	22	23	23
安定型処分場	1,413	1,382	1,361	1,326	1,283	1,244	1,201	1,164	1,120	1,073	1,053	1,040	998	981	952	946	931	918	915
管理型処分場	889	880	860	841	842	778	764	753	736	730	726	719	629	627	628	631	615	610	613
合計	21,499	21,281	21,697	21,544	21,477	21,194	20,870	20,771	20,573	20,489	20,529	20,806	20,757	20,721	20,800	21,012	20,982	21,160	21,116

c) 都道府県別の産業廃棄物処理施設の設置許可状況 (令和6年4月1日現在)

都 道 府 県	中間処理施設	うち焼却施設		最終処分場
北海道	1,346	141	276	
青森県	615	73	17	
岩手県	467	38	28	
宮城県	485	43	16	
秋田県	301	42	24	
山形県	354	47	19	
福島県	505	95	59	
茨城県	410	114	31	
栃木県	340	68	14	
群馬県	446	61	33	
埼玉県	650	105	1	
千葉県	561	137	24	
東京都	287	26	5	
神奈川県	572	120	12	
新潟県	508	67	30	
富山県	389	41	25	
石川県	203	25	21	
福井県	126	35	9	
山梨県	130	18	5	
長野県	614	53	26	
岐阜県	281	41	18	
静岡県	769	120	57	
愛知県	919	122	91	
三重県	514	61	28	
滋賀県	209	32	24	
京都府	186	23	12	
大阪府	290	51	8	
兵庫県	565	131	41	
奈良県	69	11	12	
和歌山県	196	26	9	
鳥取県	166	21	10	
島根県	224	16	18	
岡山県	441	87	32	
広島県	571	126	77	
山口県	489	118	69	
徳島県	164	26	7	
香川県	212	47	31	
愛媛県	551	75	34	
高知県	165	29	15	
福岡県	781	118	50	
佐賀県	216	25	39	
長崎県	365	39	17	
熊本県	430	39	29	
大分県	369	53	42	
宮崎県	328	37	48	
鹿児島県	572	35	34	
沖縄県	214	32	24	
全国計	19,565	2,890	1,551	

注) 政令市分は、各都道府県に含んで計上している。

d) 行政処分等の件数の推移

処分等の内容	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年
法第18条 報告徴収	35,349	33,582	23,425	13,866	15,786	13,777	13,779	9,570	9,704	5,124	4,684	6,556	5,241	5,249	5,797	5,342	5,543	5,364	5,065	5,008
法第19条 立入検査	125,332	161,203	180,291	196,144	198,326	198,697	182,544	183,832	191,705	181,292	186,482	194,324	186,771	211,750	208,457	206,890	190,703	189,857	191,063	183,763
法第12条の6 勧告	31	22	6	5	14	1	50	8	5	3	20	25	60	87	36	15	22	8	16	30
法第14条の3の2 許可の取消し	884	722	732	699	795	1,095	765	288	293	352	303	288	343	345	242	327	244	206	202	296
法第14条の3 停止命令	72	88	77	72	66	67	53	46	38	61	27	37	58	33	33	36	43	35	28	20
法第14条の6 許可の取消し	40	33	33	71	59	107	36	14	21	18	8	10	12	21	6	13	4	6	5	13
法第14条の6 停止命令	9	9	18	6	11	8	10	1	8	8	3	2	4	11	2	5	6	2	3	2
法第15条の3 許可取消し	21	42	40	34	48	47	24	16	26	26	19	27	20	12	12	12	8	12	12	6
法第15条の2の7 改善命令	44	38	22	17	24	17	14	14	13	12	15	10	13	8	2	11	6	8	8	8
法第15条の2の7 停止命令	22	28	18	14	13	16	15	13	15	25	7	7	22	24	8	20	12	8	9	8
法第19条の3 改善命令	107	100	71	54	40	47	38	37	49	41	43	38	22	18	30	21	11	12	6	11
法第19条の5 措置命令	85	75	59	55	16	28	30	13	55	22	12	5	3	26	15	20	5	21	12	22
法第19条の6 措置命令	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

4. 産業廃棄物最終処分場の残存容量等について

(1) 最終処分場の残存容量（令和6年4月1日現在）

最終処分場の残存容量は約 17,742 万m³であり、前年度から約 322 万m³（1.8%）減少した。

表4-1 最終処分場の残存容量（令和6年4月1日現在）

(単位: m³)

最終処分場		残存容量
遮断型処分場		24,332 (24,884)
安定型処分場	総数	64,872,791 (66,253,351)
管理型処分場	総数	112,518,255 (114,355,135)
	うち海面埋立	40,526,311 (40,914,961)
計		177,415,378 (180,633,369)

- 注) 1. 法第15条第1項の許可を受けた施設である。
 2. 「海面埋立」は、総数のうちの海面埋立分の内数とする。
 3. () は、前年度の調査結果である。

(2) 最終処分場の残余年数（令和6年4月1日現在）

令和5年度の最終処分量及び令和6年4月1日現在の最終処分場の残存容量から最終処分場の残余年数を推計すると、全国では20.3年、首都圏では10.4年、近畿では19.5年となっている。

表4-2 産業廃棄物の最終処分場の残存容量と残余年数（令和6年4月1日現在）

区分	最終処分量 (万 t)	残存容量 (万 m ³)	残余年数 (年)
全国	875 (902)	17,742 (18,063)	20.3 (20.0)
首都圏	182 (161)	1,899 (1,874)	10.4 (11.7)
近畿圏	132 (137)	2,583 (2,491)	19.5 (18.2)

- 注) 1. 首都圏とは、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県をいう。
 近畿圏とは、三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県をいう。
 2. 残余年数＝残存容量／最終処分量とする。(t と m³ の換算比を 1 とする。)
 3. () 内は、前年度の調査結果である。

(3) 最終処分場の残余年数等の推移

